

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷川口線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>川口市大字新井宿字下老斗蒔 五四番二地先から 同市桜町五丁目 一七七番九地先まで</p>		区 間
<p>一二・五五 一六・六一</p>	<p>九・六五 一四・四六</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>五二・九〇</p>		延 長 (メートル)
		備 考 交通安全対策事業による。